

実績評価書

(厚生労働省6(Ⅲ－3－2))

施策目標名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること(施策目標Ⅲ－3－2) 基本目標Ⅲ：働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標3：労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること	
施策の概要	労働者災害補償保険法第29条に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業として、 ① 被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業(アフターケアの実施、義肢・車椅子等の購入費用等の支給 等)、 ② 被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業(労災重度被災労働者に対する介護の実施、労災就学等援護費の支給 等)、 ③ 労働者の安全及び衛生を確保するために必要な事業(第3次産業労働災害防止対策支援事業、産業保健活動総合支援事業費補助金、未払賃金の立替払事業 等)、 などの諸事業を行うもの。 ただし、③については、施策目標Ⅲ-2-1「労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること」に含まれている。	
	【医療リハビリテーションセンターについて】 労働災害等による四肢・脊椎の障害、頭部外傷等により中枢神経麻痺などの障害を被った労働者に対し、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行うため、独立行政法人労働者健康安全機構が医療リハビリテーションセンターを設置・運営している。	
	【アフターケア制度について】 症状固定後の被災労働者に対し残存する障害の特質から、身体及び精神に動揺を来したり、障害に付随する疾病を発症させるおそれがある場合に、被災労働者の社会復帰を促進するため、アフターケアとして予防その他の保健上の措置を実施している。 支給要件を満たす者にアフターケア手帳の交付事務を行い、被交付者は、当該手帳を労災指定医療機関に提示することで、アフターケアを受けることができる。	
	【義肢・車椅子等の購入費用等の支給について】 業務災害等により四肢を失った者や身体機能を失った者が義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者又は委任された義肢等補装具業者に対し支給している。	
	【労災特別介護施設について】 国が全国8か所に設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)において、在宅での介護を受けることが困難な労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級～第3級に該当する労災年金受給者)に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供するとともに、当該施設を利用して短期滞在型介護サービスを提供している。	
施策を取り巻く現状	【労災就学援護経費について】 労働災害による重度障害者、長期療養者及び遺族であって、本人又は生計を同じくする子等に係る学費等の支弁が困難であると認められる方に、以下の労災就学援護費を支給している。 ①小学生……在学者1人につき月額15,000円(一人月額) ②中学生……在学者1人につき月額21,000円(通信制課程に在学する者にあっては18,000円)(一人月額) ③高校生等…在学者1人につき月額20,000円(通信制課程に在学する者にあっては17,000円)(一人月額) ④大学生等…在学者1人につき月額39,000円(通信制課程に在学する者にあっては30,000円)(一人月額) ※いずれも令和6年度の月額。	
	・ 特殊疾病アフターケア実施費 アフターケア手帳交付者は38,023名おり、支給対象者等からのアフターケア委託費の支給件数は346,693件であった。うちせき髄損傷(32.9%)が最も多く次いで外傷による脳の器質的損傷(19.3%)、外傷による末梢神経損傷(12.2%)、振動障害(9.0%)と続いている。(令和5年度)	
	・ 労災診療被災労働者援護事業補助事業費 被災労働者は労災指定医療機関において労災診療費の現物給付を受けているが、令和5年度の労災指定医療機関への支払件数は280万件を超え近年は増加傾向となっている。引き続き、被災労働者が現物給付を受けることにより安心して療養できるよう、労災指定医療機関制度を確保・維持することが必要であることから本事業により支援していく必要がある。	
	・ 労災就学等援護費 労災就学等援護費の受給対象者数は令和6年度で6,724名であり、これらの者が労働災害を原因として就学や就労が不可能となることのないよう、引き続き、社会復帰促進等事業に関する検討会において有識者の意見をいただきながら、適切に制度運用を行っていく必要がある。	
施策実現のための課題	1	被災労働者の保護のためには、労災保険給付による迅速かつ公正な保護に加え、円滑な社会復帰を促進することが重要である。
	2	被災労働者及びその遺族の援護のためには、これらの者が労働災害を原因として生命・生活の維持が困難となったり、就学、就労が不可能とならないようにすることが重要である。
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係	
	目標1	被災労働者等の円滑な社会復帰の促進を図るためには、労災保険給付を補完するものとしてアフターケア手帳を迅速に交付すること、高度専門的な医療を提供すること等が必要であるため。 ・ なお、社会復帰促進事業は多数の事業を抱合したものであるため、特に予算が多く投入されている以下の事業について評価することとしている。 独立行政法人労働者健康安全機構運営費交付金に必要な経費 特殊疾病アフターケア実施費 義肢等補装具支給経費
	(課題1)	
	目標2	被災労働者及びその遺族の援護を図るためには、労災保険給付を補完するものとして学資の支弁に充てる費用など必要な費用を迅速に支給すること、専門的な介護サービスを行うこと等が必要であるため。 ・ なお、被災労働者等援護事業は多数の事業を抱合したものであるため、特に予算が多く投入されている以下の事業について評価することとしている。 労災特別介護援護経費 労災就学援護経費 労災診療被災労働者援護事業補助事業費
	(課題2)	

施策の予算額・執行額等	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	131,144,108	128,707,628	126,666,407	129,180,965	132,526,269
		補正予算(b)	0	0	0	733,965	0
		繰越し等(c)	579,739	615,929	439,242	339,507	648,205
		合計(a+b+c)	131,723,847	129,323,557	127,105,649	130,254,437	133,174,474
	執行額(千円、d)		118,381,140	117,553,473	116,118,643	116,402,270	
執行率(%、d/(a+b+c))		89.9%	90.9%	91.4%	89.4%		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
	—			—	—		

達成目標1について		迅速なアフターケア手帳の交付、高度専門的な医療の提供等により、被災労働者等の円滑な社会復帰の促進等を行う									
測定指標	指標1 医学的に職場・自宅復帰可能である医療リハビリテーションセンターの退院患者の割合 (アウトカム)	指標の選定理由	四肢・脊椎の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った被災労働者の円滑な社会復帰を促進すべく、医療リハビリセンターで専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションを提供することにより、医学的に職場・自宅復帰可能状態となる患者の割合を増やす必要があるため。なお、治療を継続すべきである患者の数は当該指標に含めない。 (参考)令和6年度実績値89.9%は分母:退院患者数(79人)、分子:医学的に職場・自宅復帰可能である患者数(71人)から算出したもの。								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	当該数値目標については、医療リハビリテーションセンターが提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも影響を受けるため、こうした不確実な要素に影響される取組について数値目標のアップを求めることは職員のモチベーション低下につながる懸念があるとともに、数値目標の達成を最優先とするあまり入院患者を意図的に選別するという事態にもつながりかねない。 したがって、医療リハビリテーションセンターにおける実績の推移(右肩上がりではないこと)及び国民の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度如何にかかわらず確実に達成すべき数値目標として、独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標と同率の80%以上とした。								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値								
		平成28年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	毎年度			
		90%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	○	○	
			90.7%	90.4%	93.2%	93.9%	89.9%				
	指標2 アフターケア手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間が1ヶ月以内であったものの割合 (アウトカム)	指標の選定理由	アフターケア手帳の交付及び通院費については、症状固定後も後遺症状に動揺をきたし、後遺障害に付随する疾病を発症させる恐れのある20の傷病を対象として、被災労働者の円滑な社会復帰を促進する観点から医療機関での診察や薬剤の支給及び検査等に必要経費を支給しているところであり、申請から決定までを迅速に処理することが必要であるため。 (参考)令和6年度実績値80.0%は分母:アフターケア手帳交付申請とアフターケア通院費の支給申請の件数(4,304件)、分子:受付から1か月以内に決定された件数(3,444件)から算出したもの。								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めているところ、例年の実績に鑑み目標値を設定している。								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値								
		平成28年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	毎年度			
		88%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	○		
			80.3%	80.1%	80.0%	80.1%	80.0%				
	【参考】指標3 医療リハビリテーションセンター((独)労働者健康安全機構)と職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)との職業評価会議(運営協議会、OA講習を含む。)の実施件数 (アウトプット)	実績値									
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度				
	【参考】指標4 義肢等補装具の購入等に係る申請及び旅費の請求から決定までに要する期間が1ヶ月以内であったものの割合 (アウトカム)	実績値									
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度				

達成目標2について		迅速な労災就学等援護費等の支給、被災労働者の疾病・障害の特性に応じた介護サービスの提供等により、被災労働者及びその遺族の援護を図る									
測定指標	指標5 労災特別介護施設の入居者に対するアンケート調査で、介護サービスが有用であった旨の回答をした入居者の割合（アウトカム）	指標の選定理由	労災特別介護施設は在宅での介護が困難な労災重度被災労働者（傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する労災年金受給者）に対し、その特性に応じた専門的な介護サービスを確実に提供することにより、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図ることを目的としている施設であり、入居者が満足できる質の高いサービスを提供することが、被災労働者等の援護にとって必要であるため、介護サービスの有用性を指標とした。 （参考）令和6年度実績値92.7%は、分母：アンケート総回答数（各設問への回答（「満足」・「まあ、満足」・「やや、不満足」・「不満足」・「どちらともいえない」から一つを選択する）のうち、「どちらともいえない」を除いたもの）の件数（12,364件）、分子：有用の評価を示す回答（「満足」もしくは「まあ、満足」と答えたもの）件数（11,459件）から算出したもの。								
		目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	目標値（90%）について、入居者からのニーズは多岐に渡り、サービスに対する評価は自ずと厳しくなるものと考えられ、施設運営においては相当の努力が不可欠であり、こうした中でこれまでの実績が概ね90%台前半であることを踏まえると、目標値は妥当な数値であると考えられる。								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値								
		平成28年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	毎年度			○
		93.5%	90%	90%	90%	90%	90%	90%			
			93.3%	94.0%	93.7%	92.6%	92.7%				
	指標6 労災就学等援護経費の申請から決定までに要する期間が1ヶ月以内であったものの割合（アウトカム）	指標の選定理由	労災就学等援護経費は支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であるから、迅速に処理することが、被災労働者及びその遺族の援護にとって必要であるため。 （参考）令和6年度実績値84.7%は分母：申請件数（640件）、分子：1ヶ月以内の処理件数（542件）から算出したもの。								
		目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	就学等援護経費を適切に支給するためには、被災労働者との身分関係、支給対象者が学校又は保育園等に在籍していること及び労災年金の受給権者と生計を同じくしていることについて確認の上審査を行う必要があるため、支給決定までには一定程度の期間を要するところ、例年の実績を鑑み目標値を設定している。								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値								
		平成28年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	毎年度			○
		85.5%	80%	80%	80%	80%	80%	80%			
			83.0%	83.0%	81.5%	82.9%	84.7%				
	指標7 労災保険指定医療機関数（アウトカム）	指標の選定理由	労働者災害補償保険法施行規則第11条に基づき療養の給付を行うことができる労災保険指定医療機関制度を拡大することで、被災労働者が経済的な負担を被ることなく、療養（補償）給付を受けることを可能とすることにより、被災労働者等の援護が図られるため。								
		目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	着実に労災保険指定医療機関数を増加させることが重要であるため、前年度から300件以上の増加を目標値として設定している。								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値								
		平成28年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	毎年度			△
		42,266	目標値（44,038）以上	目標値（44,486）以上	目標値（44,829）以上	目標値（45,132）以上	目標値（45,281）以上	前年度＋300件以上			
			44,186	44,529	44,832	44,981	44,926				
	【参考】指標8	毎月10日までに受け付けた労災保険指定医療機関からの貸付の請求について、当月末までに支払を行うものの割合（アウトプット）	実績値								
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度				
			100%	100%	100%	100%	100%				
	【参考】指標9	各都道府県の医療機関に労災指定医療機関が占める割合（アウトプット）	実績値								
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度				
					16.3%～45.4%	16.4%～46.2%	16.4%～46.7%				

※ 令和4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	第18回政策評価に関する有識者会議労働ワーキンググループ（令和7年7月16日開催）で議論いただいたところ、以下のご意見があり、これを踏まえ、以下に示すような対応を行った。
	【達成目標1の指標1について】 ①この目標値を続けたほうがよいとのことであるが、そうであれば、達成目標のアウトカム指標として、この指標だけでがよいのかというところは検討しても良いのではないか。現在の目標では、労災で、けが等をされた方が対象となってくるかと思われるが、社会復帰という観点からすると、メンタル関係の指標もあり得るのではないかと考えており、そういった点についても検討していただきたい。 ⇒指標1については、令和7年度目標から目標値を引き上げる方向で検討する。 ご指摘のメンタルヘルス関係の指標につきまして、医療リハビリテーションセンターは、四肢・脊椎の障害、頭部外傷等により中枢神経麻痺などの障害を被った労働者に対し、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行う施設であり、精神疾患の社会復帰促進にかかる取組は実施していないことから、指標設定は困難である。
	【達成目標2の指標7について】 ②病院等を増やしていこうということだが、前提として、現状で労災を受けている方が欲している病院数が、この数であるということなのか。どの程度困っている状態であるというようなことなのか。病院の経営状態なども大変なところもあると思うが、本来的には、来年到達すべき数字というよりも、もっと数が多くないといけなが、この辺りにいるということなのか。全体の中での、今の目標の位置付けを説明いただきたい。 ⇒究極的には、全ての被災労働者が自己負担なく現物給付を受けられる環境を目指しており、毎年度、労災指定医療機関数を着実に増やしていくことにより、そのような環境の整備が実現され则认为、目標として設定していた
	【達成指標2の指標7及び参考指標9について】 ③労災保険指定医療機関については、地域的な偏りのようなものがあるのかなど、状況によっては地域的なものを目標にしていくという予定なのか。 指標7について、現状現物給付できている割合が98%ということで、トータルで見ると適当なところに必要な提供が労災関係できている、概ね達成できているということかと思う。 ただ、地域によっては、労災で指定されている医療機関が少ないところだと、診療は受けられるが遠い所まで行かなければいけないといった問題もあろうかと思う。そういった意味で、目標として、全体としては現物給付を達成できている中で、各地域における利便性などで課題はないのか。 参考指標9で各都道府県の医療機関に労災指定医療機関が占める割合について示しているが、将来的に必要ながあれば、地域的なバランスを考慮した目標というものも、データと合わせて検討してもらいたい。 ⇒参考指標9を、各都道府県の労災保険指定医療機関において現物給付として支給された金額割合に変更した。労災保険指定医療機関において現物給付として支給された金額割合について、全都道府県中の最高値と最低値を把握し、地域差についても確認していく。

	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）③【相当程度進展あり】
	総合判定	（判定結果） B【達成に向けて進展あり】
		（判定理由） 【達成目標1：迅速なアフターケア手帳の交付、高度専門的な医療の提供等により、被災労働者等の円滑な社会復帰の促進等を行う】 - 指標1については、数値目標を達成しており、現行の取組が有効に実施されている。 - 指標2については、数値目標を達成しており、現行の取組が有効に実施されている。
		【達成目標2：迅速な労災就学等援護費等の支給、被災労働者の疾病・障害の特性に応じた介護サービスの提供等により、被災労働者及びその遺族の援護を図る】 - 指標5については、労災特別介護施設の入居者に対するアンケート調査で、介護サービスが有用であった旨の回答をした割合が92.7%となり、目標を達成した。 - 指標6については、労災就学等援護経費の申請から決定までに要する期間が1ヶ月以内であったものの割合が84.7%となり、目標を達成した。 - 指標7については、目標値には至らなかったものの、目標達成率は99%となり、被災労働者の援護を図るという目標については一定程度達成した。 【総括】 - 以上より、全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」であることから、判定結果は③【相当程度進展あり】に区分されるものとして、B【達成に向けて進展あり】と判定した。

評価結果と 今後の方向性	施策の分析	(有効性の評価)
		【達成目標1：迅速なアフターケア手帳の交付、高度専門的な医療の提供等により、被災労働者等の円滑な社会復帰の促進等を行う】 ・ 指標1については、目標を達成しており、 ・ 主治医に加え、関連する診療科の医師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう患者ごとのプログラムを作成したこと、 ・ 頸椎損傷患者及び高齢な患者が増える中、全国から広く患者を受け入れるとともに、職場・自宅復帰までの一貫したケアに取り組んだこと、 ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する職業リハビリテーションセンターとの定期的な職業評価会議の実施等、相互連携によるリハビリテーションの評価を行うとともに、患者ごとのプログラム及び退院後のケアに係るプログラムの改良を図ったこと、 ・ また、職業リハビリテーションセンターの入所者に対して診療、緊急時対応、医療相談などを実施する一方、自院の入院患者が職業リハビリテーションセンターの職場復帰を目的とした技能向上・職種転換訓練などを受けており、その連携強化に取り組んだこと 等の取組により、本施策は有効に機能していると評価できる。
		・ 指標2については、アフターケア制度により、症状固定後も後遺症状に動揺をきたし、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのある傷病を対象に医療機関での診察等に必要な経費を支給することで被災労働者の社会復帰の促進に寄与しているところであるが、当該制度の対象となる者に迅速にアフターケア手帳の交付等を行うことができしており、本施策は有効に機能していると評価できる。
		【達成目標2：迅速な労災就学等援護費等の支給、被災労働者の疾病・障害の特性に応じた介護サービスの提供等により、被災労働者及びその遺族の援護を図る】 ・ 指標5については、目標を達成していることから、事業の実施に当たり、満足度の高いサービスを提供するために、利用者に対する有用度調査結果を国から受託者に提供し、受託者においてその結果を業務に反映させ、より効果的な施設介護を行っていることが、有効に機能していると評価できる。 ・ 指標6については、目標を達成していることから、労災就学等援護経費の迅速な処理に向けた取組（事務取扱いについて記載した通達の定期的な周知等）が有効に機能していると評価できる。 ・ 指標7については、本援護事業により、被災労働者が経済的な負担を被ることなく療養（補償）給付を受けられるよう、療養の給付を行うことができる労災保険指定医療機関の負担軽減に寄与しているところである。 従来、指定医療機関を増加させる取組として、労災指定を受けていない医療機関の治療費について労災請求がされた場合に、当該医療機関に指定申請をするように働きかけを行っていたところであるが、令和5年度には目標値に届かなかった。このため、令和6年度には、従来の取組に加えて、労災指定医療機関についてのリーフレットを作成し、加入勧奨の際に活用したほか、厚生労働省のHPにも掲載を行った。さらに、（公財）労災保険情報センターにおいても、本事業の周知の一環として、毎月新規に開設した医療機関を地方厚生局のHPで把握した上で、指定申請の勧奨を行うこととし、この取組に当たっては、日本医師会に対しても都道府県医師会等への周知を依頼する等して取り組んできたところ。 令和5年度の国内の医療機関の施設数が、令和4年度より1,259施設減少したことから、目標値には届かなかったが、医療機関の施設数が大きく減少した中で、令和6年度も、目標達成率99%という、目標値に近い水準にあることから、本施策は有効に機能していると評価できる。
		(効率性の評価)
		【達成目標1：迅速なアフターケア手帳の交付、高度専門的な医療の提供等により、被災労働者等の円滑な社会復帰の促進等を行う】 ・ 指標1については、当該事業は四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺を対象として、社会復帰はもちろん社会生活の維持までを視野に入れ、療養者としてではなく、個々の障害のレベルにふさわしい生活者としてのゴールを目指す包括的なリハビリテーション治療を提供することを目的としていることから、効率性の判断にはなじまない。 ・ 指標2については、令和6年度における本事業の予算額は令和5年度より約3,000万円減額されているが、引き続き目標値を達成していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。
		【達成目標2：迅速な労災就学等援護費等の支給、被災労働者の疾病・障害の特性に応じた介護サービスの提供等により、被災労働者及びその遺族の援護を図る】 ・ 指標5については、令和5年度からの3か年契約による委託事業であり、昨今の物価上昇等により経費は増加傾向にあるものの、指標の実績値は高水準を維持しつつ、目標値を達成していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。 ・ 指標6については、令和6年度における本事業の予算額は令和5年度より約7,000万円減額されているが、引き続き目標値を達成していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。 ・ 指標7については、令和6年度における本事業への補助金は令和5年度より約1億円増加しているが、令和5年度の療養に係る給付額が令和4年度より約100億円増加していることからすると、予算額は適切な水準であり、効率的な取組が行われていると評価できる。
		(現状分析)
		【達成目標1：迅速なアフターケア手帳の交付、高度専門的な医療の提供等により、被災労働者等の円滑な社会復帰の促進等を行う】 ・ 指標1については、近年、毎年度順調に目標を達成しており、現行の取組が着実に成果を上げていると考えられる。 ・ 指標2については、令和6年度まで順調に目標を達成しており、現行の取組が着実に成果を上げていると考えられる。
		【達成目標2：迅速な労災就学等援護費等の支給、被災労働者の疾病・障害の特性に応じた介護サービスの提供等により、被災労働者及びその遺族の援護を図る】 ・ 指標5については、近年、毎年度順調に目標を達成しており、着実に取組が進んでいると評価できる。 ・ 指標6についても、近年、毎年度順調に目標を達成しており、着実に取組が進んでいると評価できる。 ・ 指標7については、近年、医療機関の施設数が大きく減少(令和5年度は前年度比で1,259施設減少)した中で、労災指定医療機関数は令和2年度から令和6年度までの間においては700以上増加したところであり、取組が進んでいるものといえ、被災労働者等の援護という目標を達成できたものと評価している。

	次期目標等への 反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて)
		【達成目標1: 迅速なアフターケア手帳の交付、高度専門的な医療の提供等により、被災労働者等の円滑な社会復帰の促進等を行う】 ・ 指標1については、順調に推移していることから、引き続き、被災労働者等の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、医療リハビリテーションセンター事業の適正な取組に努めることとする。 ・ 指標2については、順調に推移していることから、引き続き、被災労働者の社会復帰の促進を図るために、アフターケア手帳の交付等の迅速な処理に努めることとする。
		【達成目標2: 迅速な労災就学等援護費等の支給、被災労働者の疾病・障害の特性に応じた介護サービスの提供等により、被災労働者及びその遺族の援護を図る】 ・ 指標5については、目標達成に向け、引き続き、質の高いサービスを提供していく。 ・ 指標6についても、目標達成に向け、引き続き迅速な審査を含めた質の高いサービスを提供していく。 ・ 指標7については、医療機関数が減少している現状を踏まえると、労災指定医療機関の増加ではなく、より適切な指標を設定することも含めて検討していく。

参考・関連資料等	・ 労働者災害補償保険法 URL: https://laws.e-gov.go.jp/law/322AC0000000050 ・ 社会復帰促進等事業に関する検討会 URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou_128811.html ・ 独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標 URL: https://www.johas.go.jp/jyoho/tabid/536/Default.aspx
----------	---

担当部局名	労働基準局	作成責任者名	労災管理課長 宮下 雅行 補償課長 黒部 恭志 安全衛生部計画課長 佐藤 俊	政策評価実施時期	令和7年7月
-------	-------	--------	---	----------	--------